

江東区監査委員告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、平成27年度第4回定期監査の結果に対し、江東区教育委員会から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

なお、星野委員及び福馬委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

平成28年9月15日

江東区監査委員	伊藤貫造
同	小出功
同	星野博
同	福馬恵美子

平成27年度第4回定期監査 指摘事項措置報告書

[指導室]

<p>指摘事項</p>	<p>毒物及び劇物取締法は、急性毒性などに着目して毒物及び劇物を指定し、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としており、これら毒物及び劇物を取り扱う学校に対しては、通達等により盗難、紛失防止など保管、表示、廃棄等における遵守事項が示されている。</p> <p>加えて、平成 32 年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けたテロ等違法行為の未然防止のため、学校等に保管されている爆発物の原料になり得る化学物質 11 品目等の管理強化等について、警察庁からの協力依頼を受けた文部科学省の通知が新たに示されるとともに、教育庁からも平成 27 年 4 月 17 日及び 9 月 18 日付で毒物・劇物の適正な保管・管理の徹底についての通知が発出されている。これらを受け、区教育委員会においては各学校長に対し、保管・管理の徹底及び管理体制の点検強化についての周知を図っているところである。</p> <p>しかしながら、こうした状況の中、今回の定期監査において、</p> <p>(1) 薬品台帳における購入年月日及び使用年月日、使用量、残量等の記載内容が不十分である事例</p> <p>(2) 薬品台帳の定期的な照合及び点検がなされていない事例</p> <p>(3) 実際の薬品の残量と薬品台帳とが一致していない事例</p> <p>が複数の学校で確認された。</p> <p>毒物及び劇物の管理については、その重要性に鑑み、平成 23 年度から 25 年度の 3 年間にわたり定期監査報告書の中で監査委員意見を付し、適正な保管・管理の徹底及び実効性のある指導を強く要望してきたところであるが、区教育委員会による指導が徹底されているとは認められず、未だ適正な管理体制への取組について十分な成果をあげていないと考えざるを得ない。</p> <p>区教育委員会におかれては、こうした状況に真摯に向き合い、児童・生徒の安全確保等の観点から、学校における安全かつ確実な毒物及び劇物の保管・管理体制の確立に向け、より高い意識を持って指導・対策強化に取り組まれない。</p>
<p>措置事項</p>	<p>監査の指摘を受け、以下のように改善を行う。</p> <p>(1) 校長会において、定期監査指摘事項を周知するとともに、改善に向け、薬品の管理担当者、管理責任者に対する指導の徹底を図る。</p> <p>(2) 小学校、中学校の理科主任を対象とした薬品管理に関する研修会を実施し、薬品の保管・管理についての理解を深める。特に、薬品台帳の記載については様式の統一化を図り、記載方法について具体的に指導する。</p> <p>(3) 教育委員会事務局の指導主事及び理科教育担当職員が、任意の小学校、中学校を巡回し、薬品の保管・管理状況を確認する。</p> <p>(4) 管理職による薬品の保管・管理状況の確認結果報告書の作成及び提出を実施する。</p>